

議第 31 号

下呂市税条例等の一部を改正する条例について

下呂市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

市債権の督促に係る手数料を廃止することにより、事務の効率化、利便性の向上を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市税条例等の一部を改正する条例

(下呂市税条例の一部改正)

第1条 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>第21条 <u>削除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、<u>延滞金</u>、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第21条 <u>徴税吏員は、督促状を發した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

(下呂市介護保険条例の一部改正)

第2条 下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 <u>削除</u></p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第8条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u></p>

(下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市濁河温泉施設に関する条例（平成16年下呂市条例第110号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第15条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料)</u></p> <p>第15条 市長は、地方自治法第231条の3第2項及び下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定により督促状を發したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

(下呂市道路占用料条例の一部改正)

第4条 下呂市道路占用料条例（平成16年下呂市条例第128号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料)</u></p> <p>第5条 市長は、法第73条第2項の規定により督促状を發したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

(下呂市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第5条 下呂市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年下呂市条例第129号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>(延滞金)</u></p> <p>第22条 占用料等に係る延滞金の額は、下呂市道路占用料条例（平成16年下呂市条例第128号）の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p>第22条 占用料等に係る督促手数料及び延滞金の額は、下呂市道路占用料条例（平成16年下呂市条例第128号）の例による。</p>

(下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 下呂市後期高齢者医療に関する条例（平成20年下呂市条例第14号）の一部を次のように

改正する。

改正後	改正前
第5条 削除	<u>(保険料の督促手数料)</u> 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。

(下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第7条 下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成29年下呂市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>下呂市税外収入の延滞金徴収条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の収入(以下「税外収入」という。)に係る <u>延滞金</u> の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(延滞金)</u> 第2条 市長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく地方公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)は、税外収入の <u>延滞金</u> を、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、市税の <u>延滞金</u> の例により徴収する。	<u>下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の収入(以下「税外収入」という。)に係る <u>督促手数料及び延滞金</u> の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(督促手数料及び延滞金)</u> 第2条 市長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づく地方公営企業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)は、税外収入の <u>督促手数料及び延滞金</u> を、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、市税の <u>督促手数料及び延滞金</u> の例により徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市債権の督促に係る手数料を廃止することにより、事務の効率化、利便性の向上を図るため、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市税条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第1条による改正中第21条関係)
- (2) 下呂市介護保険条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第2条による改正中第8条関係)
- (3) 下呂市濁河温泉施設に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第3条による改正中第15条関係)
- (4) 下呂市道路占用料条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第4条による改正中第5条関係)
- (5) 下呂市法定外公共物の管理に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第5条による改正中第22条関係)
- (6) 下呂市後期高齢者医療に関する条例に基づく督促状に係る督促手数料を廃止します。
(第6条による改正中第5条関係)
- (7) 下呂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の督促手数料に関する規定を削除します。
(第7条による改正中題名、第1条、第2条関係)
- (8) この条例は、令和5年4月1日から施行します。
(附則第1項関係)
- (9) この条例の施行日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、従前のとおり徴収します。
(附則第2項関係)